

農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

(国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第2条 平成29年3月30日施行)

規制改革の内容

特例措置前

- 「着地型旅行商品」の企画・提供には、国家試験に合格した「旅行業務取扱管理者」の選任が必要

特例措置

- 試験科目のうち、特区における「着地型旅行商品」の取扱いに必要最小限の内容のみ試験を実施
- 試験を実施しない科目は研修で補完

効果

- 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供を促進

規制改革の概要

現 状

試験科目

法令知識	旅行実務
旅行業約款	宿泊約款
運送約款 (バス・鉄道・ 海運・航空)	

(総合・国内)旅行業務取扱管理者

見直し後

試験科目

法令知識
旅行業約款
運送約款 ※一部免除

研
修

(国家戦略特区内)
旅行業務取扱管理者

必要最小限の科目の試験合格と研修の修了により、特区内において「着地型旅行商品」の企画・提供が可能に

